

## 住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (9月10日(土)・いわき市文化センター)

9月10日（土）にいわき市文化センターで行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

**Q 1 財物賠償については、事故後6年で全損扱いになるが、来年3月に避難指示が解除されれば、全損扱いとなるのか。**

**A 1 国より避難指示解除時期の公示があれば、その期間までの残額をお支払致します。国より公示がない場合でも、平成29年3月11日午前0時をもって全損扱いとしてお支払致します。**

**Q 2 住居確保損害の賠償の対象となる土地と建物が複数ある場合に、賠償上限額を合算して良いのか。それとも、賠償上限額を合算できる範囲は決まっているのか。**

**A 2 同じ地番の一筆の土地に建物が複数ある場合には、賠償上限額を合算することができます。【資料1\_P10】**

**Q 3 中古住宅の購入を検討しているが、土地と建物の購入金額の内訳が分かるような契約をする必要があるのか（東京電力に提出する証ひょうについて、土地と建物の購入金額の内訳が分かるような書類である必要があるのか）。**

**A 3 証ひょうについて、土地と建物の購入金額の内訳は必要ありません。**